

資料編

- 1 伊豆市総合計画条例
- 2 伊豆市総合計画審議会規則
- 3 策定体制
- 4 策定組織名簿
- 5 策定の経過
- 6 第2次伊豆市総合計画諮問・答申
- 7 第2次伊豆市総合計画体系図
- 8 第2次伊豆市総合計画前期基本計画指標一覧表

平成 26 年 3 月 28 日

伊豆市条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の定義、位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における将来像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定と位置付け)

第 3 条 市長は、市の最上位計画として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

- 2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じなければならない。

(総合計画審議会)

第 4 条 市長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、伊豆市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。
- 3 審議会の組織その他必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊豆市総合計画審議会条例の廃止)

- 2 伊豆市総合計画審議会条例(平成 16 年条例第 20 号)は、廃止する。

平成 26 年 3 月 28 日

伊豆市規則第 10 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日 規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊豆市総合計画条例(平成 26 年伊豆市条例第 9 号)第 4 条第 3 項の規定に基づき、伊豆市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 28 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内各種団体の代表者及び市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、基本の公職を失ったときは自然解職されたものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集する。ただし、新たに任命された委員による最初の審議会については、市長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に、部会を置くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第 7 条 審議会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、関係行政庁、関係地方公共団体その他の関係団体に対して資料の提出、説明又は調査を依頼することができる。

(要旨の公表)

第 8 条 審議会は、その調査審議した結果について、必要があると認める場合は、その要旨を公表するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部総合戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

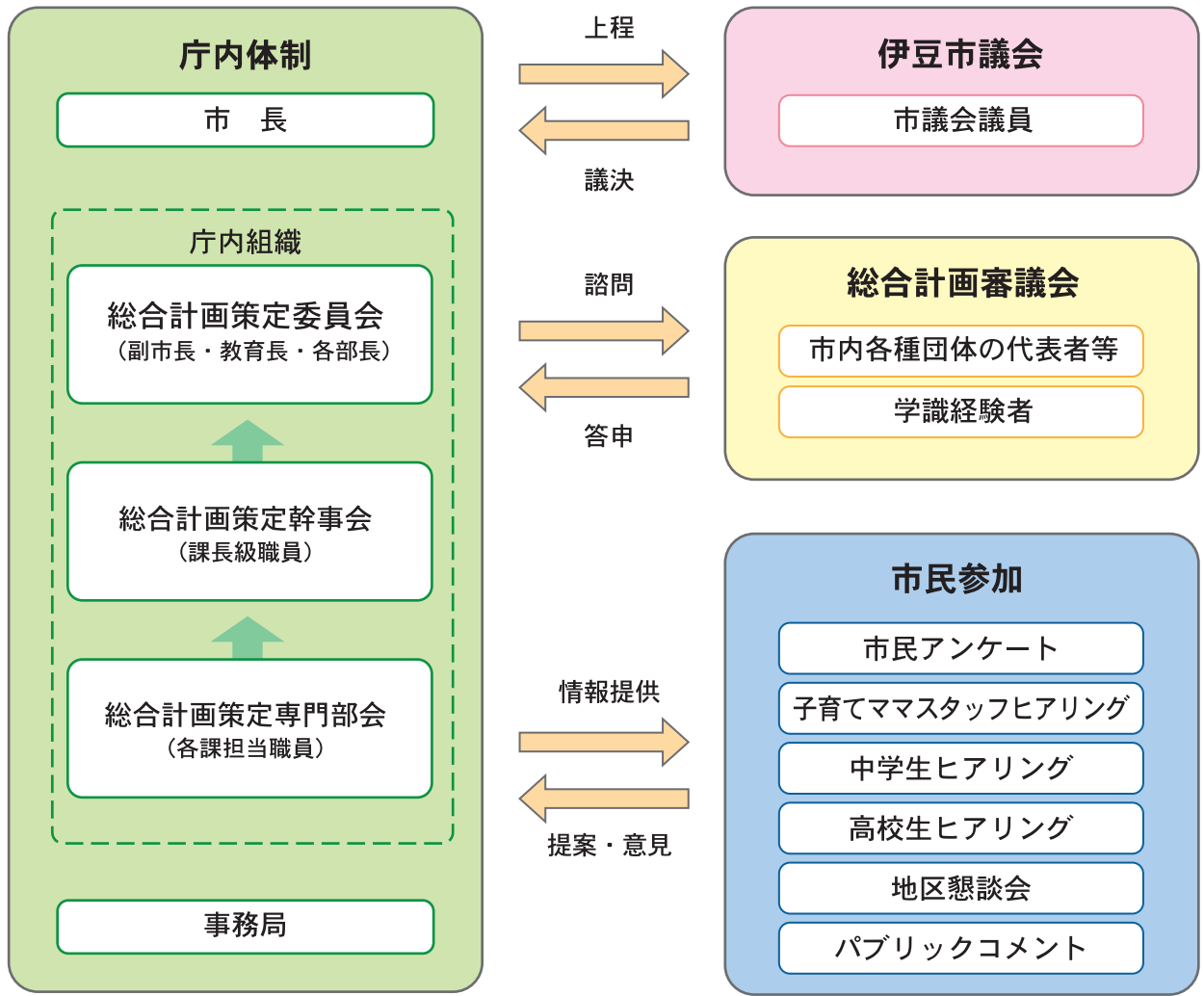
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第26号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

3 策定体制



4

策定組織名簿

第2次伊豆市総合計画審議会 審議委員名簿

No.	氏名	区分(機関・団体・役職等)	備考
1	青木 喜代司	伊豆市商工会長	
2	浅田 郁雄	行政改革推進委員	
3	浅田 恵子	伊豆市子育てママスタッフ	
4	安藤 孔治	市民有識者	
5	飯田 正志	伊豆市社会福祉協議会長	
6	植松 真由美	伊豆市教育委員	副会長
7	梅原 龍一	伊豆市子ども子育て会議委員長	
8	遠藤 護	都市計画審議会長	会長
9	小森 泰信	伊豆市観光協会会長	
10	勝呂 義衛	伊豆市区長会長	
11	仙座 夏子	市民有識者	
12	田足井 みさ子	市民有識者	
13	出川 奈央	市民有識者	
14	永岡 正人	市民有識者	
15	渡邊 一夫	市民有識者	

(50音順・敬称略)

第2次伊豆市総合計画策定委員会名簿

	役 職	氏 名
1	副市長【委員長】	本多 伸治
2	教育長	西井 伸美
3	市長政策監兼総合政策部長	田村 英樹
4	総務部長	伊郷 伸之
5	防災監	佐野 松太郎
6	市民部長	梅原 敏男
7	健康福祉部長	村井 克代
8	産業部長	堀江 啓一
9	建設部長	山田 博治
10	会計管理者	長谷川 文子
11	議会事務局長	植田 博昭
12	教育部長	金刺 重哉

第2次伊豆市総合計画策定幹事会名簿

	役 職	氏 名
1	総合戦略課長【幹事長】	佐藤 達義
2	秘書室長	鈴木 康子
3	総務課長	杉山 和啓
4	財務課長	滝川 正樹
5	防災安全課長	稲村 俊一
6	土肥支所長	関 善光
7	市民課長	古川 裕美
8	税務課長	右原 千賀子
9	環境衛生課長兼清掃センター所長	加藤 博永
10	社会福祉課長	大川 勉
11	保険課長	栗山 信博
12	こども課長	原田 一郎
13	健康支援課長	麻場 政浩
14	農林水産課長	吉田 基
15	観光商工課長	塩谷 為善
16	東京オリンピック・パラリンピック推進課長	森嶋 哲男
17	用地管理課長	佐藤 昌尚
18	都市計画課長	井上 貴宏
19	建設課長	栗山 泰宏
20	上下水道課長	飯塚 毅
21	議会事務局次長	稲村 栄一
22	学校教育統括監兼学校教育課長	菊地 勝義
23	教育総務課長	城所 章正
24	社会教育課長	相磯 浩二

5 策定の経過

年 月	取組内容等
H23.5 月	地方自治法の一部を改正する法律の公布
H29.6 月	総合戦略等成果検証市民アンケートの実施(6～7月)
H29.7 月	基礎データの整理(7～10月)
	有識者ヒアリング(7/10)
H29.8 月	子育てママスタッフヒアリング(8/23)
	若手職員ワークショップ(8/24)
H29.9 月	若手職員ワークショップ(9/14・9/28)
	子育てママスタッフヒアリング(9/27)
H29.10 月	伊豆総合高校ヒアリング(10/5・10/19・10/31)
	子育てママスタッフヒアリング(10/13・10/30)
	地区懇談会の開催(10/30～11/8) ※詳細は別記
H29.11 月	各課ヒアリング(11/5～11/26)
	第1回策定幹事会(11/8)
	市長ヒアリング(11/8・11/17)
	子育てママスタッフヒアリング(11/14)
	第1回策定委員会(11/20)
	第1回総合計画審議会・諮問(11/24)
H29.12 月	第2回策定幹事会(11/29)
	市内中学生ヒアリング(12/2)
	有識者ヒアリング(12/11)
	市長ヒアリング(12/12・12/18)
	第2回策定委員会(12/13)
	第2回総合計画審議会(12/19)
H30.1 月	議会全員協議会(12/20)
	パブリックコメントの募集(1/5～1/19)
	議会全員協議会(1/17)
	第3回策定幹事会(1/24)
H30.2 月	第3回策定委員会(1/26)
	第3回総合計画審議会(2/7)
H30.3 月	総合計画審議会答申(2/9)
	市議会議決(3/22)
	第2次伊豆市総合計画改定版の決定・公表

地区懇談会

日付	地区	会場
10月30日	修善寺地区	生きいきプラザ
11月1日	中伊豆地区	中伊豆支所
11月2日	天城湯ヶ島地区	天城湯ヶ島支所
11月8日	土肥地区	土肥支所

伊総合第141号
平成29年11月24日

伊豆市総合計画審議会
会長 遠藤 護 様

伊豆市長 菊地 豊

第2次伊豆市総合計画の改定について（諮問）

第2次伊豆市総合計画の改定について、伊豆市総合計画条例（平成26年条例第9号）第4条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

平成30年2月9日

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市総合計画審議会
会長 遠藤 護

第2次伊豆市総合計画の一部改定について（答申）

平成29年11月24日付け伊総合第141号により諮問のありましたこのことについて、伊豆市総合計画条例の規定に基づき、慎重に検討審議を行った結果、別添改定案について妥当であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望します。

付 帯 意 見

- 1 安全・安心・快適に暮らせる住環境の整備、基幹産業をはじめとする産業の振興、若者や女性等の就労・起業支援、移住者に対する支援体制の充実、地域資源を活かしたまちづくりなど、人口減少、少子化に歯止めをかけるための総合的な取組を進められたい。
- 2 次代を担う、現在及び未来の子どもたちが、家庭・地域・学校などにおける多様な人と人との関わりの中で、郷土への誇りと愛着を感じながら、向上心を持って学ぶことができる教育環境整備を進めるとともに、安心して子どもを産み、育むことができる子育て環境整備を進められたい。

基本構想（2016～2025）10年間

まちづくりの基本的な理念であり、将来像と基本目標を示すもの

将来像

めざすまちのテーマ

めざすまちのイメージ

自然・歴史・文化が薫る

誇りと活力に満ちた

「伊豆半島の新基軸」・伊豆市

くいつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり

まちの形

ネットワーク型
コンパクトタウン

まちの色

風情と風格が漂う
国際的な
観光文化環境都市

まちの力

地域への愛着や誇りを
基調とした
多様な主体による
協働と連携

重点目標(5)

1

魅力あふれる拠点の創造と
交通体系の確保

2

安全で心地よい生活環境の創出

3

産業力の強化

4

まちへの誇りの醸成と
ブランド力の向上

5

少子化対策と
次代を担う人材の育成

前期基本計画（2016～2020）5年間

基本構想における将来像や基本目標を踏まえた施策の基本的方向や体系を示すもの

政策 (11)		施策 (30)	
1	機能的で魅力あるコンパクトタウンの形成	1	賑わいと回遊性のある中心市街地づくり
		2	地域振興拠点の整備
		3	公共施設の最適化と機能強化
2	まちの骨格となる総合的な交通環境の創出	1	交流を支える道路ネットワークの整備
		2	持続可能な公共交通網の実現
1	生涯健康の創造	1	健康づくりの推進
		2	地域医療・救急体制の確保
		3	支え合う福祉社会の実現
2	心地よい環境づくり	1	都市計画の見直しと心地よい居住環境の創出
		2	豊かな自然環境の保全
		3	魅力ある景観の形成
		4	安心安全な生活環境の整備
		5	地域防災・防犯体制の強化
1	観光交流を中心とした地域産業の振興	1	地域資源を活用した戦略的観光事業の推進
		2	産業力の底上げと人材の育成・確保
2	企業誘致や雇用創出に向けた取組の強化	1	市有施設の転用やインターチェンジ周辺等への企業誘致
		2	農地所有適格法人の誘致と6次産業化の推進
		3	就業支援の充実
3	起業支援	1	起業支援体制の充実
		2	空き店舗等の活用
1	個性的な市民文化・都市文化の創造	1	地域づくり協議会制度の推進
		2	歴史・文化資源の保存、継承、活用
		3	地域で活躍する人材や活動団体の育成
2	まちの個性づくりと情報発信	1	まちのブランド化の推進
		2	戦略的なシティプロモーション
1	子育て支援の充実	1	結婚、妊娠・出産、子育ての総合的な支援
		2	子育て環境の充実
2	教育環境の充実	1	よりよい教育環境の創出とコミュニティスクールの推進
		2	小中連携教育の推進
		3	家庭や地域の教育力向上と連携強化

政策	施策	指標
1-1	1 賑わいと回遊性のある中心市街地づくり	中心市街地での新規創業者（起業者）数
		修善寺駅の乗降者数
		修善寺駅周辺の歩行者空間整備数
		中心市街地に賑わいを創出する催事回数
	2 地域振興拠点の整備	地域振興拠点数
		「まちの居場所」整備数
		地域づくり協議会数
	3 公共施設の最適化と機能強化	公共施設の延べ床面積
		公共施設の新たな利活用数
社会体育施設数		
1-2	1 交流を支える道路ネットワークの整備	道路・公共交通の整備に対する住民満足度
		修善寺駅周辺の歩行者空間整備数
		修善寺道路の利用台数
	2 持続可能な公共交通網の実現	自主運行バスの年間乗車人数
		バス停やバス待ちスペースの整備数
2-1	1 健康づくりの推進	お達者度
		メタボ該当者割合
	2 地域医療・救急体制の確保	市内の医療機関数
	3 支え合う福祉社会の実現	高齢者への福祉サービスに対する住民満足度
		ボランティア登録者数
		「まちの居場所」整備数
2-2	1 都市計画の見直しと心地よい居住環境の創出	駅周辺への住宅立地増加件数
		空き地活用による身近な公園広場の整備数
		景観重点地区数
		移住件数
	2 豊かな自然環境の保全	市有林森林施業面積
		有害鳥獣の年間捕獲数
		景観重点地区数
	3 魅力ある景観の形成	特定空き家への対応件数
		危険性のある空き家への対応件数
	4 安心安全な生活環境の整備	1人1日あたりのごみ排出量
		汚水処理人口普及率
	5 地域防災・防犯体制の強化	防災フリーメール登録者数
		消火班・消防協力隊の設置地区数

指標の説明	現状値 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
修善寺駅周辺で新たに起業・創業を開始した事業者の累計数	—	5 件
修善寺駅の年間乗降者数	178 万人	200 万人
修善寺駅周辺の歩行者空間整備（歩道の整備やフラット化など）箇所数	—	2 ケ所
修善寺駅周辺で行われる年間催事回数	—	36 回 / 年
地域振興拠点の整備エリア数	—	4 エリア
多様な世代が利用できる交流空間の整備箇所数	—	6 ケ所
地域づくり協議会の設立数	2 団体	8 団体
市が管理する公共施設の延床面積	186,543 m ²	150,000 m ²
統廃合等により未利用となった公共施設の新たな利活用延べ件数	—	3 件
運動施設再編計画による施設の再編・廃止	17 施設	11 施設
道路や公共交通の整備に不満を持っていない市民の割合	48.1%	60.0%
修善寺駅周辺の歩行者空間整備（歩道の整備やフラット化など）箇所数	—	2 ケ所
修善寺道路の年間利用総数	350 万台	400 万台
自主運行バスの年間乗車人数（乗降調査における乗車人数 × 年間運行本数）	363,440 人	375,000 人
バス停やバス待ちスペースの整備延べ箇所数	—	5 ケ所
65 歳から元気で自立して暮らせる期間 （静岡県健康福祉部による算出数値）	男性：17.13 女性：20.99 (H24 年度)	男性：17.50 女性：21.50
特定健診におけるメタボリックシンドローム該当者の割合 （静岡県全体を 100 とした場合の割合）	男性：108.3 女性：118.7 (H25 年度)	100（基準値） 以下
市内の病院・一般診療所の総数	22	現状維持
高齢者への福祉サービスに不満を持っていない市民の割合	73.8%	85.0%
社会福祉協議会のボランティア登録者数	565 人	620 人
多様な世代が利用できる交流空間の整備箇所数	—	6 ケ所
修善寺駅・牧之郷駅から約 1km 圏内への住宅立地増加延べ件数	—	20 件
空き地や公共施設等を活用した公園・広場の整備延べ箇所数	—	2 件
景観重点地区として指定した地区数	—	4 地区
ワンストップ窓口を通じた 5 年間の移住件数	—	25 件
市有林における森林施業延べ面積	200ha	700ha
市内における有害鳥獣（シカ・イノシシ）の年間捕獲頭数	シカ 554 頭 イノシシ 317 頭	シカ 700 頭 イノシシ 300 頭
景観重点地区として指定した地区数	—	4 地区
倒壊の恐れや衛星上問題のある空き家への対応件数	—	3 件
特定空き家として指定される前段階での対応延べ件数	—	8 件
市民 1 人 1 日あたりの一般廃棄物排出量 （下水道接続人口+集落排水整備人口+合併処理浄化槽人口）/ 住民基本台帳人口 × 100	954 g	940 g
防災フリーメールの登録者総数	3,355 人	5,000 人
地域における消化班・消防協力隊の設置地区数	39 地区	45 地区

政策	施策	指標
3-1	1 地域資源を活用した戦略的観光事業の推進	観光交流客数
		外国人宿泊客数
		スポーツ交流人口
	2 産業力の底上げと人材の育成・確保	観光客消費額
	市内新規就農者数	
	市内新規林業就業者数	
3-2	1 市有施設の転用やインターチェンジ周辺等への企業誘致	企業誘致件数
	2 農業生産法人の誘致と6次産業化の推進	農地所有適格法人の参入数
		耕作放棄地面積
	3 就業支援の充実	Iターン就職者数
就職面接会での内定者数		
3-3	1 起業支援体制の充実	新規創業者（起業者）数
	2 空き店舗等の活用	空き店舗解消数
4-1	1 地域づくり協議会制度の推進	地域づくり協議会数
		地域への愛着度
	2 歴史・文化資源の保存、継承、活用	無形民俗文化財団体数
	3 地域で活躍する人材や活動団体の育成	未来塾の参加者総数
若者交流施設（9izu）の年間利用人数		
4-2	1 まちのブランド化の推進	観光交流客数
		ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン認定数
	2 戦略的なシティプロモーション	市ホームページへのアクセス数
		外国人宿泊客数
	ふるさと納税の件数及び金額	
5-1	1 結婚、妊娠・出産、子育ての総合的な支援	合計特殊出生率
	2 子育て環境の充実	子育て支援サービスの満足度
		次世代の各年齢人口
5-2	1 よりよい教育環境の創出とコミュニティスクールの推進	学校教育に関する満足度
	2 小中連携教育の推進	義務教育学校数
	3 家庭や地域の教育力向上と連携強化	地域への愛着度
		中学1年生の朝食摂取率

指標の説明	現状値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
年間の観光交流客数	342万人	450万人
年間の外国人宿泊客数	12,700人	112,700人
年間のスポーツ交流人口	54,300人	100,000人
観光客1人あたりの観光消費額	15,802円	16,800円
市内の新規就農者延べ人数	—	5人
市内の新規林業就業者延べ人数	—	8人
企業誘致の延べ件数	—	3件
農地所有適格法人の参入延べ件数	—	5件
市内の耕作放棄地面積	205ha	195ha
Iターンによる就職延べ人数	—	20人
集団合同就職面接会における就職内定者延べ人数	—	100人
新たに起業・創業を開始した事業者の累計数	—	15件
空き店舗を活用した各間の定住・出店件数	—	3件
地域づくり協議会の設立数	2団体	8団体
自分の住む地域に愛着を感じる市民の割合	50.1%	65.0%
無形民俗文化財支援事業対象団体数	9件	現状維持
未来塾への参加実人数の累計	93人	170人
9izuの年間利用延べ人数	2,209人	3,000人
年間の観光交流客数	342万人	450万人
世界的に評価の高い旅行ガイドへの認定数	3ヶ所	5ヶ所
市ホームページへの年間アクセス数	347万件	500万件
年間の外国人宿泊客数	12,700人	112,700人
ふるさと納税による年間の寄付件数及び金額	37件 325万円	5,000件 3億円
1人の女性が生涯に産む子供の平均数	1.25	1.69
子育て支援サービスに不満を持っていない市民の割合	66.9%	80.0%
15歳以下の各年齢人口	—	200人
学校教育に不満を持っていない市民の割合	69.5%	93.0%
学校再編計画に基づく義務教育学校の設置数	—	1校
自分の住む地域に愛着を感じる市民の割合	50.1%	65.0%
朝食を毎日食べる中学1年生の割合	94.7%	100%

第2次伊豆市総合計画 改定版
基本構想・前期基本計画

発行 平成30年3月

編集 総合政策部 総合戦略課

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2

TEL 0558-72-9873 FAX 0558-74-3067

URL <http://www.city.izu.shizuoka.jp/>